## 令和5年度補助金等交付一覧

(後志総合振興局産業振興部)

課等名	補助事業等の名称	補助事業等の概要	補助事業者等の名称	補助金等の額 (円)	摘 要
水産課	日本海ニシン栽培漁業定着事業	後志南部地域ニシン資源対策 協議会が行う、種苗生産・放流 に要する経費について、予算の 範囲内で補助する。	後志南部地域 ニシン資源対策 協議会(岩内町)	2,696,000	令和5年5月11日交付決定 令和5年6月21日公表
	種苗生産施設電気経事業 紫支援事業	古宇郡漁業協同組合が行う、 種苗生産施設の運営に要する経 費の一部(電気料金高騰分)に ついて、予算の範囲内で補助す る。	古宇郡漁業協同組合 (泊村)	2, 436, 027	令和5年11月13日交付決定 令和6年3月25日公表
		古宇郡漁業協同組合が行う、 種苗生産施設の運営に要する経 費の一部(電気料金高騰分)に ついて、予算の範囲内で補助す る。	朱太川漁業協同組合 (黒松内町)	4,667	令和5年11月14日交付決定 令和6年3月29日公表

課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。 「補助事業の概要」欄は、補助金等の交付の対象とした事業の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。 「補助事業者等の名称」欄は、補助事業者等の名称及び所在する市町村名を記載すること。 「摘要」欄には、補助金等の交付決定日及びこの様式による補助金等の交付の内容の公表日を記載するほか、公表した内容を修正したときは、その修正内容(箇所)について記載すること。 なお、内容を修正した場合でも、公表期間は当初の公表をした日から1年間とする。

※様式:補助金等に係る事務の取扱いについて(昭和47年8月5日付け局総第375号副出納長通知 別記様式)